

材料を正しく選び、正しくお使いいただくために

製品の選定、施工、ご使用に際し、製品の特性や意図を正しくご理解いただくため、過去の経験等から学んだ対処等も含め、

当カタログのほか、技術資料や製品梱包等に注意事項として盛り込んでおります。

また、製品の誤った取り扱いや想定外の使用は、人や建物に危害損害を与えるような思わぬ事故を引き起こす恐れがあります。

製品を選定される方は事故の未然回避のため、これらの情報を使用者、施工者に注意点、留意点としてご説明をお願いいたします。

＜下地の種類により適用できる床材には制限が生じます＞

ビニル系床材には大きく分けて“貼り床材”と“置き敷き床材”がありますが、ビニル系床材のほとんどが接着剤を介して下地に固定する“貼り床材”であり、下地に不具合があれば表面の仕上がりにもそのまま反映されてしまいます。ここでは一般的な注意事項に加え、想定どおりの仕上りの実現に向け、留意事項をご案内いたします。各場面での検討、配慮にご活用ください。

材料選定、維持管理、下地について

床材選定時の留意事項 (A)

- ・当社では、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペットタイル、リノリウム等の床仕上げ材、および関連副資材を取り扱っております。床材およびその周辺資材以外の用途は考慮されていません。他の適用については最寄りの営業所へお問い合わせください。
- ・当カタログや見本帳の色は製品の色と若干異なる場合があります。色、柄等の最終的な確認は、現物見本等、大きいサンプルで行ってください。
- ・摩耗の耐久性は施工場所や歩行量、メンテナンス頻度等の維持管理方法で大きく変動します。当社では標準試験法による摩耗量を基に耐久性についてランク分けをしておりますが、同条件下の相対比較であり、実現場での摩耗耐久性をそのまま表すものではありません。
- ・床材の防滑性能は、人の履物や歩行状態（早足か大股か等）、水や砂の有無、メンテナンス頻度、ワックスの種類や有無等の要素により大きく異なります。当社では同一条件下で測定したC.S.R値を基にランク分けを行っております。建築主の意向、使用場所、メンテナンス計画と併せ、総合的に適材の選定を行ってください。
- ・木目柄、固有の柄、エンボスをもつシート床材では隣り合うシートの柄合せが利かない品種もあります。柄合せを行う場合、規格サイズの巾を十分使えないことがあります。必要数量の見積もりは余裕をみて行ってください。
- ・マンション開放廊下の防滑性シート床材等、一部の製品を除き、当社で扱う床材、壁面保護材等はすべて屋内用の仕上げ材です。また屋内で用いた場合でも材料に直接陽差しが当たる場合には光や熱の影響により色あせ、変色が生じることがあります。そのような部位ではシェードやカーテンの設置、ウィンドウへのUVカットフィルム等を講じることをお勧めします。
- ・ビニル系床材に限らず、一般にプラスチック製品は光や熱の影響等により、〔置の日焼けのように〕色味が変わることがあります。適用する部位や配色には十分ご注意ください。
- ・淡色系のビニル床タイルは照明や施工条件により目地が目立つ場合があります。
- ・ビニル床タイルは製品間で寸法のバラツキが生じます。貼り合わせを行う際は床施工業者と目地調整の打ち合わせを行ってください。
- ・医療、介護施設等では多機能化により重量の増したベッドが多用されております。さらに入院・入居者を載せたまま日常的に移動させる用途も増えました。このため居室の定位置にはキャスターの負荷が集中的に掛かり、局所的に床材が破断する事故が報告されております。このような部位には表面強度のある床材と反応硬化型接着剤を組み合わせる、当て板を配置する等の対策をご検討ください。
- ・建築物や部位によっては建築基準法や消防法等で使用制限を受けることがあります。設計検討時、建築確認時に指摘された内容の判断は、所管機関等で確認してください。
- ・近年、カーペットタイルはその手軽さから通販等で材料のみご購入され、ご自宅やオフィス等を個人で自家施工する事例が増えております。しかし、置き敷きのカーペットタイルは消防法防災規制の“防災

物品の対象”となる場合があるため、ある規模の建物・部位では防災性能を有する商品を施工した証として“資格を持った施工者が防災ラベルを区割りごとに設置する義務”が生じます。

後日、消防署の立入り検査等の際、現地でこのラベル確認ができないと改善命令が出されるケースもあるとの報告があります。

当社ではこのラベルの申請や発行、設置は行えません。

個人で施工される場合は法令をよくご確認のうえ、適切に判断されるようお勧めします。

維持管理上、および使用上の留意事項 (A)

- ・水や砂塵の持ち込みは床表面をすべりやすくし、思いがけない転倒事故を引き起こすことがあります。該当する入り口にはマット等を設置し、水や砂塵の持ち込みを抑えてください。持ち込まれた場合はただちに除去するように管理してください。
- ・床材に剥がれ、反り、ふくれ、割れが生じた場合、放置されるとつまずきや転倒、浮いた床材を踏みつけて滑る事故等を誘発する恐れがありますのでただちに補修してください。
- ・メンテナンス剤は床材の保護用としてそれぞれ屋内の使用を前提に設計されております。所定用途以外の適用は考慮されていません。
- ・床の使用に際しては必ず指定のポリッシュ〔メンテナンス剤〕もしくは同等のワックスの塗布により床を保護し、定期的な拭き掃除による汚れの付着防止、計画的な洗浄、剥離、再塗布のサイクルにより、美観維持を図ってください。
- ・使用に当たっては製品の使用方法を必ず確認してください。床手入れ剤の適用床材は、製品表示の使用説明書および当カタログ“床材と床手入れ剤の組み合わせ”、または各床材のメンテナンス要領を確認してください。
- ・床手入れ剤（フロアポリッシュ類）は水性系のため低温では凍結し、高温（40℃以上）にさらされると変質、分離が起こり使用不能となることがあります。このような環境に長時間放置しないでください。
- ・床手入れ剤、およびその廃液等は下水には捨てられません。製品および使用済み容器等を廃棄する場合と併せ、SDS〔安全データシート〕を確認し、専門の産業廃棄物処理業者へ委託してください。

使用上起こりがちなトラブル (A、B)

- ・化学的な変色、着色事故の例
詳しくはP.409“ビニル系床材の汚染対策”をご参照ください。
- ＜例1 ゴム汚染＞ ゴム製タイヤ、什器や椅子のキャスター類、ゴムテープ類の粘着体、機械油の付着した靴等がビニル系床材に接触すると表面に黄色、褐色の跡が残るケースが知られております。
- ＜例2 防蟻剤・防腐剤＞ 住宅等で床下地や壁下地が合板等の場合、木材用防腐剤や防蟻剤によって床材が黄色または褐色に変色するケースが報告されております。
- ＜例3 毛染め液＞ 毛染め液の一部には床材に浸透しやすい成分が含まれるものがあり、床材が着色されるケースが報告されております。
- ＜例4 洗剤・ワックス＞ 業務用、家庭用を問わず、洗浄剤の種類によっては床材を変色、脱色させるケースがあります。また、表面の保護・ツヤ出し目的の樹脂ワックス等も床材との密着が悪いケースがあります。選定の際には目立たない所で確認してからお使いください。
- ＜例5 熱＞ 床暖房下地に床仕上げ材を施工された場合、その上に什器、荷物があると予想以上に熱がこもり、床材を劣化させる事例が報告されております。荷物の配置や温度設定には十分ご注意ください。
- ・物理的な負荷による変形、破損事故の例
＜凹み、傷＞ ラックやテーブル、什器類の脚、また保護ゴムの摩滅したハイヒール等、局所的な荷重を受けると床表面に圧痕が残る可能性があります。このようなことが想定される用途ではあらかじめ荷重分散

の処置や当て板を用いる、またはへこみの目立ちにくいエンボスのある床材を選定する等の対策をご検討ください。

＜破損の例1＞ 重量物やキャスター類を無理に引き摺ると床材の傷付き、剥がれ、ふくれが生じることがあります。このような取り扱いは避けてください。

＜破損の例2＞ 医療、介護施設等では多機能化により重量の増したベッドが重用されております。さらに入院・入居者を載せたまま日常的に移動させる用途も増えました。このため居室の定位置にはキャスターの負荷が集中的に掛かり、局所的に床材が破断する事故が報告されております。このような部位では、当て板を配置する等ご検討ください。

＜変形の例1＞ 近年、美観維持方法の簡便化のため、従来のワックスメンテナンスに代わり、現場塗工型の紫外線硬化樹脂〔UV樹脂〕、ケイ酸系樹脂等によるコーティング加工が現れています。これらの塗工材は床材の樹脂とは収縮率（肉ヤセ）が異なるため、溶剤形の強接着工法の床仕上げ材に塗工しないと経日で床材がめくれ上がる報告があります。

従いましてこのような現場塗工型コーティングによる美観維持法のご採用については、たんに維持管理方法だけでなく、“床材、床材の施工方法の選定”と併せ、システムとしてご検討ください。

なお、出荷段階で床材自体にすでに塗工されているコーティング材はこのような事故回避のための専用配合塗材を特殊な加工方法で施してありますので、通常の床施工およびご使用方法でこのような事故が起ることはありません。

下地にまつわる留意事項〔A、B〕

ビニル系床材を施工する下地には大きく分けてコンクリート系下地とそれ以外の下地があります。ビニル系床材の多くはコンクリート系下地への接着により施工されることが前提となります。下地ごとに留意点が異なりますので、施工にはそれぞれ配慮が必要です。

●コンクリート系下地

ビニル系床材を接着施工する下地には湿気がなく、平坦で表面強度があることが求められます。これらに不具合がある場合は、下地の調整・補修を行ってから床材を施工する必要があります。

カーペットタイルを施工する下地は湿気がなく、平坦で強度のあることが必要です。下地から絶えず湿気の上昇が予測される場所では施工を避けてください。接着不良や臭気が発生することがあります。

＜湿気＞ 湿気の上昇が想定される場所では強アルカリ化した水分の影響により臭気の発生や接着力の低下、それにともなう目地すき、突き上げ、剥がれやふくれ等の事故が生じる可能性が増加します。これらの事故を抑えるためには、高周波水分計等を用いて下地の乾燥度状態を確認してください。

参考：ケツト社 高周波水分計HI-520-2による下地乾燥度

選択ダイヤル設定	厚さ設定	一般工法判定基準*
コンクリート	40mm	4未満
D.MODE	40mm	440未満

※基準上限に近い時は安全をみて、耐水工法もご検討ください。

＜表面強度＞ 一般的な用途としては1.5N/mm²程度の表面強度が必要です。コンクリート打設時のレイタンスの発生や雨打たれによる表面強度の低下がある場合は、脆弱な部分を除去してください。

＜平坦性＞ 不陸、うねり、段差等のある下地にそのまま床材が施工されるとその不具合が仕上げ表面に現れる等、見栄えの悪い仕上がりとなる可能性が増します。適切な補修材等を用い、平坦な下地を確保してください。⇒P.340 下地補修材について

●コンクリート系以外の下地で特に必要な配慮

＜鋼板下地＞ 鋼板下地の場合、錆の発生が懸念されるため床材を直接施工することは避けております。まず床施工に用いるエポキシ樹脂系接着剤により強固で適切な防錆処理を行い、その後その防錆材への接着性を確認のうえ、適用の可否を判断してください。

＜二重床下地＞ 配線・配管用二重床でメンテナンス〔パネルの開閉〕が必要な場合、置敷き施工可能な床材以外は適用できません。また、構造用二重床で開閉の必要がない場合にはベニヤ等で下地を作り、施工

することが可能なケースもあります。

ただし両者とも下地に不陸〔パネルの継ぎ目や段差等〕があれば、床仕上げ材の表面に現れる可能性があります。これらの不具合がある場合は、パネル敷設業者に修正を依頼してください。

開口部が大きい二重床下地へのカーペットタイルの施工は、荷重によりカーペットタイルの破損等のおそれがありますので、ご注意ください。

＜既存ビニル系床材が下地＞ 既存床への重ね貼りは現場ごとに配慮する事項が異なるため、基本的には剥がし貼替えをお勧めしております。ただし、床材の厚さで生じる段差をスロープ材で処理を行なう問題がなければ、置敷きタイルのレイフラットタイル、レイフラットタイルセルフタック品もお勧めする選択肢に入ってきます。

剥がしによる廃材も騒音振動も発生せず、工期も短縮できますし、万一トラブルが発生しても手直ししやすいというのも利点の一つです。

＜普通合板、木質下地＞ 普通合板、木質下地の場合、根太間隔、通風状態等により、経日でのたわみ、反り、あばれ等が生じやすいため、下地材突き付け部が線となって仕上げ材表面に現れる可能性があります。これらは木質のため圧縮強度も高くありません。大きな荷重が掛かる用途では凹みや劣化が生じやすく、用途によっては下地としては不適当な場合があります。

住宅等で床下地や壁下地が普通合板等の場合、木材用防腐剤・防蟻剤によって床材が黄色または褐色に変色するケースが報告されております。

◎普通合板、木質下地での配慮や工夫

＜床材の選定＞ 荷重によるへこみ、下地合板の目地等の発現軽減には表面が平滑な材、無地な材は避け、エンボスや柄のある床材を選ぶことで効果があるケースもあります。

＜接着剤の選定＞ これらの下地は接着剤を塗布しても接着剤の溶媒成分をほとんど吸い込みません。施工直後のふくれ、使用による剥がれといった不具合を減らすため、通常はエポキシ樹脂系、ウレタン樹脂系等、反応硬化型接着剤を推奨しております。ただし下地合板目地の発現軽減には、接着剤の塗布量や待ち時間を調整したり、接着強度の弱いアクリル系接着剤を意図的に用いたりするケースもあります。どれが正解ということではなく、“優先させる事項”を建築主と十分に打ち合せ、施工法を決める必要があります。

施工、材料保管や養生について

床材施工前の準備等での留意事項〔B、C〕

施工の前に必ず施工要領書を確認してください。

＜材料＞ 梱包箱や梱包紙に記載されている品名、規格、色番号、ロット番号、数量等を確認し、同一床面には同一ロットの材料を用いて施工してください。

＜下地の汚染除去＞ 下地に塗料、ゴム系接着剤、油脂類等が残ったまま床材を施工すると、それらの成分が床材に移行し、床材表面に浮き出てくる事故があります。また、下地に対し行った墨出し、インキペン、チョークによる表示等も接着剤や下地湿気等を介し床材に移行し、表面に浮き出てくる事故も報告されています。事故回避のため床材施工前には下地にあるこれらのものを十分に除去されることをお勧めいたします。

下地にサインを記す際は非染色性、非移行性等のものを用いるか、施工前に削り取ることをお勧めいたします。

＜開梱＞ 開封の際は梱包紙やダンボール、床材のエッジ等でケガをしないように十分ご注意ください。

＜床材の養生＞ 床材はあらかじめ室温になじませ、接着を阻害する結露や施工後の伸縮を抑える養生を行ってください。

特にシート床材は湿気のない平坦な面に広げて巻きのくせ取りを行い、施工の準備を行ってください。

接着剤、下地補修材等の留意事項〔B、C〕

接着剤、下地補修材および下地表面強化材の用途、用法は製品表示または添付の使用説明書、当カタログの“商品紹介および使用法”等を確認

し、関連法規と施工技術を理解された方が施工または立会いを行ってください。

＜選定＞ 接着剤は部屋の用途、床材や下地の種類、工法仕様、施工時の日射や通風、温湿度等に対応するためいろいろな目的で設計されております。また、フラッター類補修材はコンクリート、モルタル下地用として、強化材はコンクリート系下地表面強化と不陸調整用としてそれぞれ屋内の使用を前提に設計されております。工法仕様や下地の状態を確認のうえ、本来の性能が発揮される選定を行ってください。なお、状況により適用外の床材や下地との組合せで施工されるケースもあります。その場合には部材や工法の特性を踏まえ十分な知識を持った方の監督の下、事前の試験貼りで問題のないことを確認してから本施工を行ってください。

＜立会い＞ 下地表面強化材〔荷重床プライマー、荷重床ハードナー、荷重床パテ〕、溶剤形接着剤〔セメントVS、EP20、EP30、U10、U、RV、およびVG、等〕は有機溶剤を含有しております。

有機溶剤は引火しやすく危険を伴い、また蒸気を多量に摂取すると人体に悪い影響をおよぼす恐れがあります。使用する時は、有機溶剤作業主任者が立会い、労働安全衛生法、有機溶剤中毒予防規則に従い、**火気厳禁**、室内換気の下、作業してください。

＜保護具＞ 接着剤は直接皮膚に触れたり、気化した溶剤を吸引したりすると健康障害をきたす恐れがあります。防護のため、規定の保護手袋、マスク、保護眼鏡等を着用してください。

＜工法仕様＞ 引渡し後、床材の上から水掛かりの恐れがある部屋や用途、また直土間等が下地となる場合は、一般工法用接着剤では接着強度が足りず不適切な選定となります。耐水工法用の接着剤〔エポキシ樹脂系・ウレタン樹脂系〕を選定してください。

＜有効期限＞ 接着剤、下地補修材には製造年月日、および有効期限を表示してあります。有効期限内のものを使用してください。

＜開封＞ 開封の際は缶の切り口、開封用具のエッジ等でケガをしないように十分ご注意ください。

＜攪拌＞ 接着剤、補修材は液状のため比重の高い充填材等が沈降し、樹脂分が上澄みとなって分離していることがあります。容器を開封後は、ヘラ等でよく混ぜてから使用してください。

＜混合＞ エポキシ樹脂系接着剤〔セメントEP20、EP30〕は反応硬化形で、主剤（A液）と硬化剤（B液）から成る二液混合形です。それぞれを別々に攪拌後、二液を1：1（重量比）の割合で別の容器にとり、よく混合してから使用し、混合したものは使いきってください。



＜塗布＞ 塗布に用いるくし目ごては、容器に添付されているもの、もしくはJIS規定のくし目形状のものを使用してください。接着剤は1回で貼り込める面積ごとに区分し、規定のくし目ごてで均一に塗布し、粘着を生じる適切なオープンタイム（待ち時間）をとってから床材を貼り始め、張付け可能時間内に貼り終えるようにしてください。

カーペットタイルの施工では下地全体に、ローラー刷毛や地べらを用いてスベリ止め剤を塗布し施工します。下地の種類によってはくし目ごても使用します。また、接着強度が不足している場合、荷重等により目地ズレ等の不具合が生じる場合があります。特に切り込み部等、端部ではご注意ください。

＜使い残し＞ 開封後の接着剤（使い残し品）はしっかり封をして、一週間以内に使いきるようにしてください。一度下地に出した接着剤を容器に戻す場合は異物が混入しないようにしてください。

＜廃棄＞ 接着剤、補修材類および使用済容器等を廃棄する場合にはSDS〔安全データシート〕を確認し、専門の産業廃棄物処理業者へ委託してください。

施工時の留意事項〔B、C〕

＜エア抜き、圧着＞ 床材敷設後は、ローラーやしごき棒等でエア抜き、圧着を十分に行なってください。これらの不足は接着不良につながり、床材のふくれ、剥がれ、タイルの場合は、目違い、突き上げ等の不具合が生じやすくなります。

＜巾木施工＞ 壁紙に防汚加工、撥水加工が施されたものが増え、巾木が接着しないという事例が報告されております。巾木類を施工する際、壁紙類への“かぶり”は5mm程度までとし、下地への接着を阻害させないようにしてください。

＜カーペットタイル施工＞ 商品ごとに設定している標準の貼り方（市松貼り、流し貼り）で施工してください。標準の貼り方以外で施工した場合、色ムラや目地が目立つ場合があります。施工前に必ず商品ごとの標準の貼り方をご確認ください。また、色調・柄の仕上りに違和感がある場合は部分的に差し替えを行ってください。

＜端材の処理＞ 施工時に生じた端材や残材、剥がした材料等は産業廃棄物です。その処理は専門の産業廃棄物処理業者へ委託してください。

＜養生＞ 接着剤が硬化するまでは、シート床材の継ぎ目溶接、水洗い、ワックス掛け、急激な温度変化、仕具の移動、重量物の走行等 Avoid してください。

運搬・保管上の留意事項〔B、C〕

＜床材＞

・梱包されたタイル類、シート類は重量物です。製品の落下、転倒は、製品の破損だけでなく、人身事故につながる恐れがあります。施工現場での荷捌きや取り回し、保管方法は製品の表示、監督者の指示等に従い十分注意し、慎重にお取り扱いください。

・一部の商品（タイル、接着剤等）では、梱包のためプラスチック製のバンドを付けているものがありますが、持ち手としてのご使用を想定していません。バンド部分を持って荷捌きをいたしますとバンドが切れる、外れる等して思わぬ事故につながる恐れがありますのでおやめください。

・納品された床材を作業現場で保管する場合は、雨水や直射日光を避け平坦で風通しのよい湿気のない安定した場所を確保してください。

・タイル類は箱のまま梱包をとかず、積み重ねを7段以内として保管してください。

・シート類は巻きのまま柱等にロープでくくり付け、垂直に立てて保管し、シートの変形、転倒によるケガ・器物破損事故等を避けてください。

＜危険物の取扱い～接着剤・補修材＞

・溶剤形の接着剤〔EP20、EP30、U10、U、VG、およびRV等、該当する有機溶剤を含む製品〕、下地表面強化材〔荷重床プライマー、荷重床ハードナー、荷重床パテ〕は、**消防法上の危険物**に当たります。消防法に基づいた運搬をするともに、保管の指定数量を遵守してください。（指定数量は、P.330の“接着剤一覧”、P.341の“床下地表面強化材一覧”をご参照ください）またこれらに含まれる溶媒は揮発しやすいため、直射日光の当たる場所や自動車内等に長時間放置しないでください。

＜非危険物の取扱い～接着剤・補修材・手入れ剤＞

・ラテックス、エマルジョン形の接着剤〔セメントKT、FK、AK、AK-S、巾木用セメントS、セメントRKおよびスベリ止め剤〕、下地補修材（フラッター、フラッタープライマー、フラッターQ）、床手入れ剤（フロアポリッシュ類）は水性系のため低温では凍結し、高温（40℃以上）にさらされると変質、分離が起こり、使用不能となることがあります。このような環境に長時間放置しないでください。

・詳しくはP.340“床下地補修材一覧”、P.333“床手入れ剤”をご参照ください。

商品ラインナップの最新情報について

新商品、仕様の改訂や廃止等〔A、B、C〕

当カタログに掲載の商品は不定期に更新することがあります。

最新の商品ラインナップ、仕様のご確認、ならびにご発注に際しては、当社ホームページ、最新の見本帳、最寄りの支店・営業所等でご確認ください。

<https://www.tajima.jp>